

# かながわ地球環境賞表彰要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、地球環境保全に向け、私たちの環境行動宣言 かながわエコ 10 トライ (平成 27 年 7 月 22 日策定) に定める具体的取組に沿った実践的な活動を行っている個人又は団体を表彰するため、並びに神奈川県地球温暖化対策推進条例 (平成 21 年神奈川県条例第 57 号) 第 59 条に規定する顕彰及び神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例 (平成 25 年神奈川県条例第 96 号) 第 12 条に規定する顕彰を実施するため、表彰の取扱いに関する規定 (昭和 41 年神奈川県訓令第 7 号) 第 3 条第 2 項に基づき必要な事項を定めるものとする。

## (主催)

第2条 主催は、かながわ地球環境保全推進会議及び神奈川県とする。

## (対象)

第3条 表彰の対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

### (1) 地球環境保全活動部門

別表各号のいずれかに該当するもので、地球環境保全に向けた実践的な活動を行い、その業績又は功労が顕著で他の模範となるもの

### (2) 温暖化対策計画書部門

神奈川県地球温暖化対策推進条例に基づく次の制度対象事業者であって、その実績が顕著であるもの

ア 事業活動温暖化対策計画書制度

イ 建築物温暖化対策計画書制度又は特定開発事業温暖化対策計画書制度

### (3) 温室効果ガス削減技術開発部門

地球温暖化対策技術の開発・製品化並びに温室効果ガスの排出がより少ない製品及びサービスの開発・提供に関し、特に優れた取組を行い、他の者の温室効果ガスの削減への寄与の実績を上げ又は今後寄与することが確実に期待できる取組を行ったもの

### (4) かながわスマートエネルギー計画部門

神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に基づく計画として策定した、かながわスマートエネルギー計画の推進に寄与する再生可能エネルギーの導入等に関し、特に優れた取組を行ったもの又は今後寄与することが確実に期待できる取組を行ったもの

2 前項第 1 号で規定する活動は、専ら神奈川県内で行われたものとし、原則として、概ね 5 年以上にわたって継続し、かつ、将来にわたり継続する見込みのあるものとする。

ただし、業績等が特に顕著な取組にあっては、この限りでない。

3 第 1 項第 2 号で規定する実績は、アは表彰を実施する年度の前年度に提出された「結果報告書」によるものとし、イは表彰を実施する前年度に「完了届出書」が提出された「建築物温暖化対策計画書又は特定開発事業温暖化対策計画書」によるものとする。

4 第 1 項第 3 号及び第 4 号で規定する取組は、専ら神奈川県内で行われたものとし、原則として、表彰を実施する年度及びその前 3 年度以内に行われたものとする。

(被表彰者の資格)

第4条 前条第1項第1号及び第3号に規定する表彰を受けることができるものは、同各号に該当し、神奈川県内において事業所を有する企業、団体、その他の法人及び県内に在住又は在勤する個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、表彰の対象としない。

- (1) 同一の功績により、表彰を実施する年度の前2年度以内にこの表彰を受賞したことがあるもの
- (2) この表彰と同一の功績により地球温暖化対策及び再生可能エネルギーの導入等に関する国等が行う顕彰を受けたもの

(被表彰候補者の公募)

第5条 主催者は、第3条第1項第1号、第3号及び第4号で規定する部門に係る被表彰候補者について、別に定めるところにより公募を行うものとする。

また、同項第2号で規定する部門に係る候補者は県が推薦することとする。

(被表彰者の決定)

第6条 前条により応募のあった被表彰候補者及び県が推薦した候補者については、別に定める者をもって構成する審査委員会において選考し、主催者が被表彰者を決定する。

2 第3条第1項第2号、第3号及び第4号で規定する部門に係る候補者の選考に当たっては、前項の審査委員会における選考の前に、別に定める者に対し個別に助言を求めることができる。

(表彰)

第7条 表彰は、表彰状により、かながわ地球環境保全推進会議会長及び知事が行う。

2 表彰に当たっては、記念品を贈ることができる。

(表彰の時期)

第8条 表彰は、原則として毎年1回行う。ただし、特別の理由がある場合にはこの限りでない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成16年9月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年10月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年2月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年7月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 9 月 5 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 7 月 22 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 7 月 22 日から施行する。

## 別 表(第 3 条関係)

- (1) 再生可能エネルギーの利用や省エネルギーの取組の拡大に貢献したものの。
- (2) 3Rの取組の拡大に貢献したものの。
- (3) 廃棄物の適正処理を徹底することに貢献したものの。
- (4) きれいな空気と星空をつくることに貢献したものの。
- (5) 将来にわたってきれいで豊かな水を確保することに貢献したものの。
- (6) 里地里山、森林、水辺の豊かな自然を守る取組の拡大に貢献したものの。
- (7) 農林水産業への理解を深め、地産地消の取組の拡大に貢献したものの。
- (8) みんなが参加して環境と共生するまちをつくることに貢献したものの。
- (9) 環境に配慮したライフスタイルや事業活動の拡大に貢献したものの。
- (10) 環境への関心を高め、学び、行動する人を増やすことに貢献したものの。